

(案)

江戸川区小中学校施設改築の基本方針

(改築・延命化・適正配置の考え方)

令和 年（ 年） 月



ともに、生きる。
江戸川区

目 次

はじめに

概要	3
----------	---

I 基本方針の目的と位置づけ

1 学校施設の現状	4
2 これまでの学校改築事業の経過	5
3 課題と変化	7

II 改築の基本方針

1 基本的な考え方	8
2 全体計画	9
① 改築・延命化の考え方	
② 多機能化の考え方	
③ 学校プール整備方針	
3 改築工事の計画・設計・施工における考え方	12
① 改築工事の基本方針	
② 改築のベースプランについて	
4 延命化工事における考え方	14
① 延命化工事の基本方針	
② 延命化工事を行う判断基準	
③ 延命化工事の工期と内容について	

III 財政計画

17

1 新たな財政計画について

IV 学校適正配置の考え方

18

1 学校適正配置と児童・生徒数の推移

①本章の位置付け

②児童・生徒数の現状と将来推計

2 学校適正配置の基本指針

①学校適正配置について

②学校適正配置の対象校選定基準について

3 これまでの学校統合に関する状況

4 地域別小・中学校の現状と児童・生徒の推計（別冊）

V おわりに 23

1 本書に関連する計画

①本計画に引き継がれる計画

②参考関連計画

2 更新について

VI 参考資料 24

今後の改築・延命化・適正配置対象校（令和 7 年度現在予定）

小学校築年数

中学校築年数

学校配置図

学校プール整備方針・参考資料（令和 6 年度検討内容）

はじめに

概要

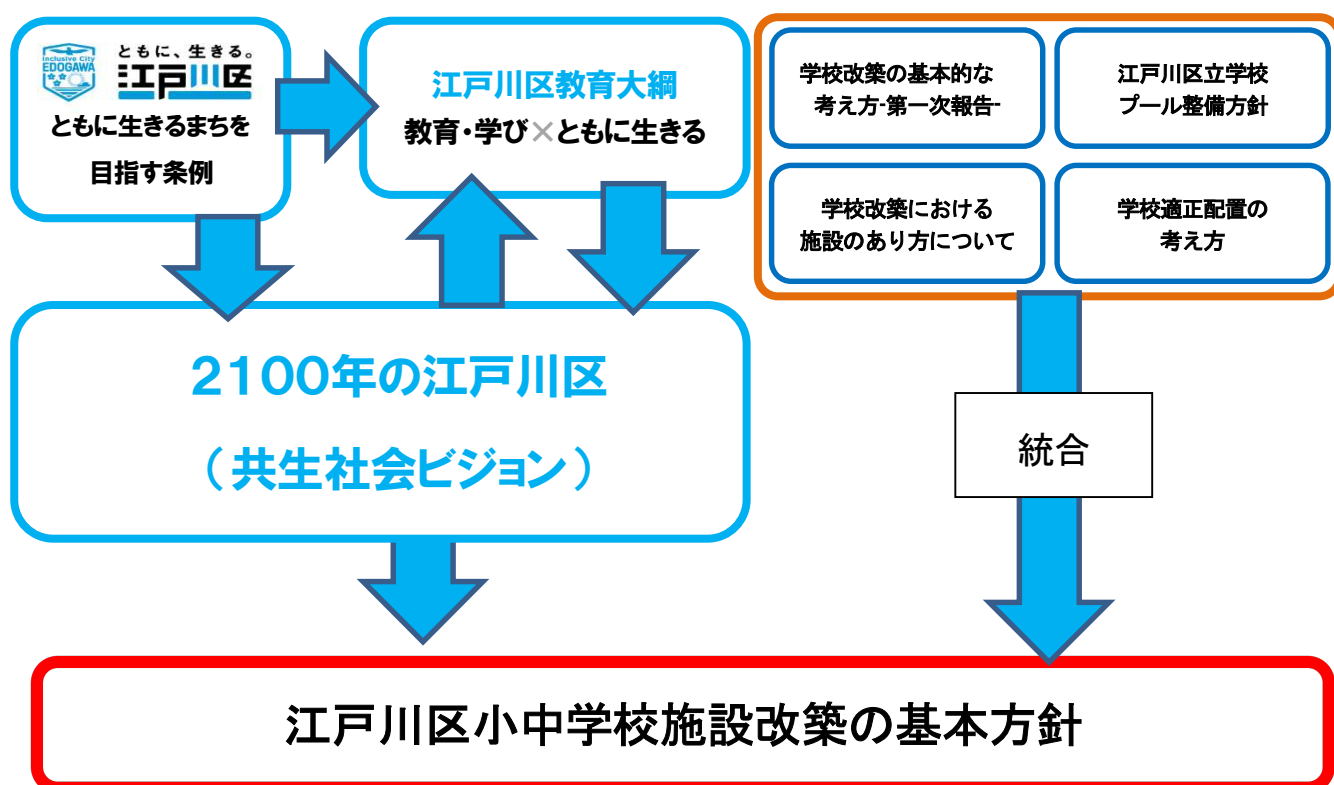
本区では、平成 19 年 9 月に策定した「学校施設改築の基本的な考え方―第一次報告―」（以下「第一次報告」という）において、学校改築に関する計画・予算・仕様等の基本的事項を定めました。

その後も、「学校改築における小学校施設のあり方について（平成 21 年）・中学校施設のあり方（平成 23 年）について」や、令和 7 年 3 月の「江戸川区立学校プール整備方針」など（P11 参照）、学校改築に関する各種計画を策定してきました。また、学校改築とあわせて、令和元年度に初版を策定した「学校適正配置の考え方」等に基づき、学校の適正配置計画も推進してきたところです。

これまで、これらの計画に基づき学校改築を進めてきましたが、第一次報告の策定から 15 年以上が経過し、学校施設に求められる仕様の高度化や、工事費の上昇に伴う財政計画の変化など、社会情勢との乖離が生じています。

さらに、学校の適正配置や「江戸川区公共施設再編整備計画」など、他の関連計画との整合を図る必要もあります。加えて、令和 6 年度には「2100 年の江戸川区（共生社会ビジョン）」の実現に向けたアクションの一環として、施設のあり方に関する考え方を示したところです。また、これまでの学校改築事業を通じて、設計手法や事業に関する実務的ノウハウが蓄積されてきているとともに、学校現場からの意見や利用実態に基づく改善点など、貴重な知見が蓄積されてきています。こうした状況を踏まえ、第一次報告をはじめとするこれまでの計画を統合し、最新の社会動向や区の方針に即した学校施設改築の基本的な考え方として、「江戸川区小中学校施設改築の基本方針」（以下「本書」という）を策定します。

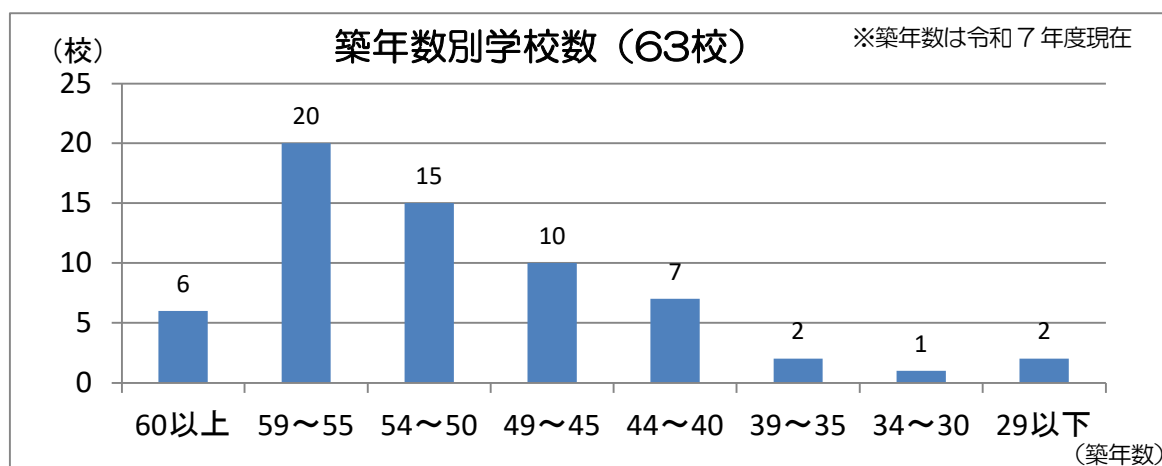
本書の位置づけ



I 基本方針の目的と位置づけ

1 学校施設の現状

令和 7 年度現在、本区には区立小・中学校が合計 97 校あります。そのうち、学校改築事業に着手済の学校 34 校を除く 63 校の築年数の分布は、以下の表のとおりです。



【築 50 年以上の学校】

※築年数は令和 7 年度現在

築年数	小学校	中学校
65 年		松江第二中学校
64 年		松江第三中学校、上一色中学校
61 年	第三葛西小学校	
60 年	南小岩第二小学校	瑞江第二中学校
59 年	平井小学校、平井西小学校、西小松川小学校、篠崎第二小学校、西小岩小学校	
58 年	大杉小学校、瑞江小学校、本一色小学校	瑞江中学校
57 年	西一之江小学校、船堀第二小学校、一之江第二小学校	鹿本中学校、篠崎中学校、小岩第四中学校
56 年	第四葛西小学校、鹿本小学校、東小岩小学校、上小岩第二小学校	
55 年	第五葛西小学校	
54 年		小岩第五中学校
53 年	上一色南小学校、北小岩小学校	葛西第三中学校、小岩第三中学校
52 年	二之江第二小学校	松江第四中学校
51 年	大杉第二小学校、第六葛西小学校、篠崎第四小学校	
50 年	第七葛西小学校、鹿骨東小学校、篠崎第五小学校	松江第六中学校、篠崎第二中学校

2 これまでの学校改築事業の経過

本区では、第一次報告に基づき、竣工後 50 年以上を経過した学校の改築事業に取り組んできました。令和 8 年 1 月現在、新校舎が竣工した学校が 22 校、竣工前が 12 校あり、合わせると 34 校が学校改築事業に着手済となっています。

○新校舎竣工または事業中の学校

令和 8 年 1 月現在

改築状況	竣工年度※	学 校 名
竣工	平成 24 年度	松江小学校
	平成 25 年度	第二葛西小学校
	平成 26 年度	船堀小学校、春江小学校、松江第五中学校
	平成 28 年度	第三松江小学校、篠崎第三小学校
	平成 29 年度	小松川第二中学校
	平成 30 年度	葛西小学校、葛西中学校
	令和 2 年度	瑞江第三中学校
	令和 3 年度	小岩小学校、小岩第二中学校
	令和 4 年度	小松川中学校、南小岩小学校
	令和 5 年度	二之江小学校、篠崎小学校、大杉東小学校
	令和 6 年度	東小松川小学校、下小岩小学校
	令和 7 年度	下鎌田小学校、小岩第一中学校
新校舎 竣工前	令和 8 年度	一之江小学校
	令和 10 年度	上小岩小学校、葛西第二中学校、鹿骨松本小学校
	令和 11 年度	平井南小学校、中小岩小学校、小松川・平井地域統合小学校 (小松川小学校・平井東小学校)
	令和 12 年度	松江第一中学校、江戸川・下鎌田地域統合小学校(江戸川小学校・下鎌田東小学校)
	令和 16 年度	鎌田小学校

※ 新校舎の竣工年度（竣工前の学校は予定）

改築事業費については、第一次報告において1校あたり約33億円を想定し、国庫補助金、教育施設整備基金、一般財源により対応してきました。しかしながら、近年の建設資材費および人件費の高騰に加え、防災機能や省エネルギー機能の強化等によって、当初想定を大幅に上回る事業費が必要となっている状況です。

○学校改築事業にかかる経費（竣工済・事業中）

単位：億円

	学校名	工事期間	改築費	解体費	仮設費	設計監理費	合計
1	松 江 小 学 校	平成 23～25 年度	23.7	1.2	3.1	1.1	29.2
2	第二葛西小学校	平成 24～26 年度	27.5	1.1	4.1	1.4	34.0
3	船 堀 小 学 校		29.0	0.9	4.0	1.4	35.2
4	春 江 小 学 校	平成 25～27 年度	30.2	1.2	3.0	1.3	35.8
5	松江第五中学校		32.2	1.2	3.0	1.4	38.0
6	第三松江小学校	平成 27～29 年度	37.0	1.5	4.1	1.3	43.8
7	篠崎第三小学校		28.9	2.1	2.4	1.2	34.6
8	小松川第二中学校	平成 28・29 年度	43.9	—	—	1.4	45.3
9	葛 西 小 学 校	平成 29～令和元年度	68.8	3.3	4.3	2.5	78.9
10	葛 西 中 学 校						
11	瑞江第三中学校	平成 31～令和3年度	44.1	1.7	—	1.8	47.7
12	小 岩 小 学 校	令和 2～4 年度	40.7	1.6	6.2	1.8	50.2
13	小岩第二中学校		45.8	1.9	5.3	1.7	54.7
14	小 松 川 中 学 校	令和 2～4 年度	60.3	2.6	3.0	2.3	68.2
15	二 之 江 小 学 校	令和 3～5 年度	43.5	1.7	2.0	1.9	48.2
16	篠 崎 小 学 校	令和 3～5 年度	38.3	1.2	6.4	1.9	47.7
17	南小岩小学校	令和 3～5 年度	37.7	1.2	5.6	2.1	46.4
18	大 杉 東 小 学 校	令和 4～6 年度	40.1	1.3	5.3	2.0	48.7
19	東小松川小学校	令和 4～7 年度	40.7	1.3	6.1	2.2	50.4
20	下小岩小学校	令和 5～7 年度	55.2	1.1	1.2	2.4	59.9
21	下 鎌 田 小 学 校	令和 5～7 年度	54.1	2.1	2.7	2.1	60.9
22	小岩第一中学校	令和 5～8 年度	(53.9)	(2.2)	(6.2)	(1.9)	(64.2)
23	一 之 江 小 学 校	令和 6～9 年度	(57.0)	(2.4)	(6.7)	(2.4)	(68.2)
24	葛西第二中学校	令和 7～11 年度	(76.6)	(1.4)	(10.0)	(1.9)	(89.9)
25	上小岩小学校	令和 8～11 年度	(62.0)	(1.5)	(6.0)	(1.7)	(71.2)

※22 以降（小岩第一中学校以降）は事業中により現在の契約額を掲載

3 課題と変化

本区では、第一次報告において大まかな事業計画や財政計画を示し事業を進めてきました。しかしながら、現在まで30校以上の事業を進める中で、児童・生徒数の減少や校舎の仕様など、当初の想定から次のような変化が生じてきています。

○「第一次報告」（平成19年策定）における改築計画の基本方針

- ・ 平成38年度（令和8年度）までに築50年を迎える71校を改築対象とする。
- ・ 築50年を迎えた学校について、老朽化の状況等を考慮し、順次改築校を選定。
- ・ 児童・生徒数の減少による統廃合は当面考慮しない。
- ・ 経費負担の平準化と着実な事業推進のため、毎年原則3校を改築対象として選定。
- ・ 改築工期は、既存校舎の解体から新校舎の竣工まで2年間を想定。
- ・ 平成48年度（令和18年度）までに71校の改築完了を目指す。
- ・ 改築経費は1校あたり33億円と見込み、平成19年度から平成46年度（令和16年度）まで毎年33億円を基金として積み立てる財政計画を策定。

○第一次報告策定以降に生じた主な変化

- ・ 本区における児童・生徒数の減少が顕在化。
【児童・生徒数 平成19年度 52,996人 → 令和7年度 44,894人】
- ・ 将来推計に基づく学校の適正配置の必要性が高まる。
【学校数 平成19年度 106校 → 令和7年度 97校】
（人口推計を基に今後も必要な学校数は減少していく見込み）
- ・ 建設業界の働き方改革や人手不足、需要増等により、工期が当初想定より長期化。
【校舎建設工事 18か月 → 27か月～33か月程度】
- ・ 教育・防災・環境等の観点から、建物仕様に対する要求水準が上昇。
【防災機能（自立型GHP等）、省エネ性能 ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（以下、ZEBという）認証取得等、ICT対応等】
- ・ 資材価格の高騰等により、改築に要する経費が増大。
【第一次報告 1校あたり33億円 → 令和7年度着工 76億円超】
- ・ 文部科学省より「学校施設の老朽化対策について～学校施設における長寿命化の推進～」(平成25年3月)で示された、改築以外の手法による施設活用の必要性。
- ・ 地域ニーズに対応するため、学校施設の多機能化。
【学校改築の際には、さまざまな活動の拠点として機能するよう、学校施設のみではなく、文化・スポーツ施設機能や、図書館機能、コミュニティ施設機能などの併設も視野に検討を進めていきます。】（江戸川区公共施設再編・整備計画P57より）

Ⅱ 改築の基本方針

1 基本的な考え方

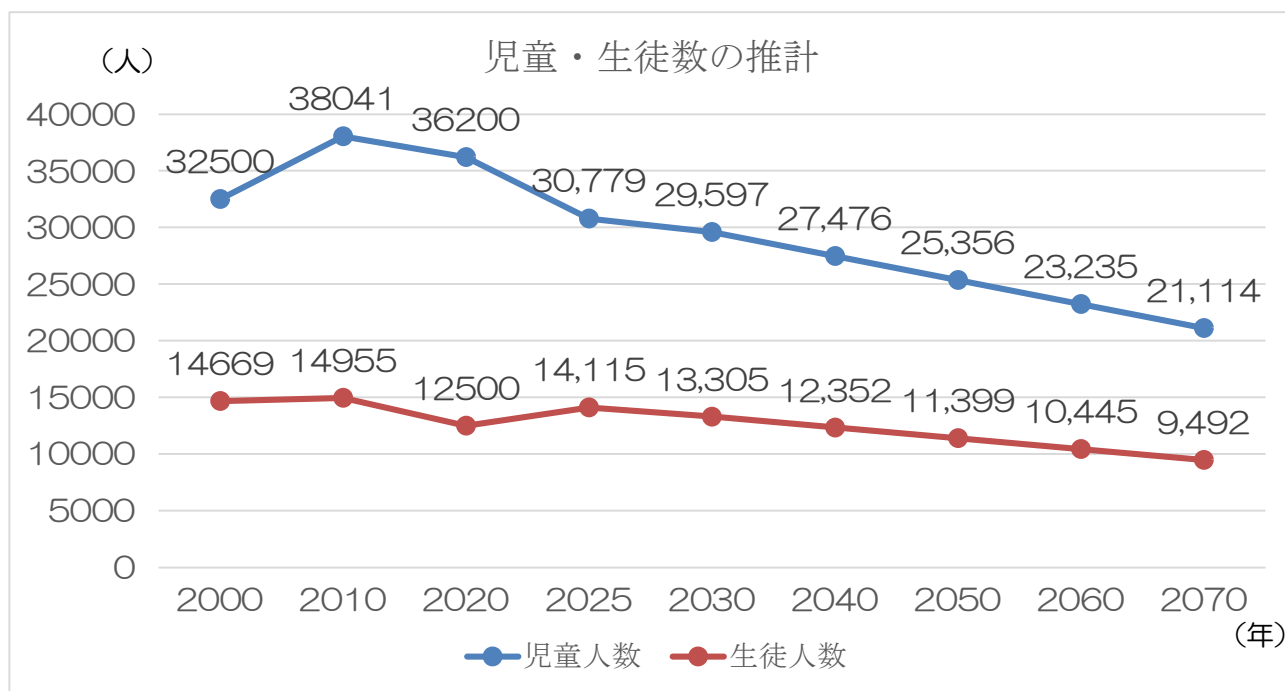
第一次報告では、財政負担の平準化や着実な事業推進のため、毎年原則３校の学校改築への着手を進めることとしていましたが、「Ⅰ-3 課題と変化」でも示したように、近年の建設資材費および人件費の高騰などが大きく影響し、事業を取り巻く環境が大きく変化しています。また、本区の人口減少がこのまま進むと、児童・生徒数ともに、2100年には半数以下となる推計となっています。

したがって、今後も改築事業を安定して継続していくため、次頁の「2 全体計画」のとおり事業計画を見直していきます。

○児童・生徒数の推計

※「江戸川区全体の将来人口の推移」の下位推計を基にした教育委員会事務局による推計

年代	2025年	2030年	2040年	2050年	2060年	2070年	2080年	2090年	2100年
児童人数	30,779	29,597	27,476	25,356	23,235	21,114	18,994	16,873	15,030
生徒人数	14,115	13,305	12,352	11,399	10,445	9,492	8,538	7,585	6,756
合計人数	44,894	42,902	39,828	36,755	33,680	30,606	27,532	24,458	21,786



2 全体計画

【計画の基本方針】

- ・令和 7 年度現在において、学校施設 97 校のうち、築 50 年を超え事業未着手の施設は 41 校あり、老朽化対策が急務となっています。この状況を改善するためには改築・延命化を含め年 3 校程度の整備に着手することが必要です。なお、本計画では学校施設 97 校のうち着手済の 34 校を除くすべての施設を対象とします。
- ・将来の児童・生徒推計を見据え、必要以上の校舎をできるだけ残さないよう、推計や近隣校の状況、行政需要等を鑑みながら、改築及び延命化工事を行います。
- ・文部科学省が示す公立学校施設の老朽化対策を参考に、江戸川区では「延命化」とし、対象校を選定し、工事内容を精査した上で、改修工事を実施します。
- ・学校施設の使用期間は、これまで築 50～60 年で改築の目安としてきましたが、今後は状況に応じて延命化工事を行い、10～30 年程度、使用年数を延ばします。
- ・延命化工事については、学校運営を継続しながら実施できるよう工法等を検討します。
- ・今までの改築において蓄積された知見を生かし、ベースプランを導入します。（今までの改築のノウハウを生かしたプラン（基本設計）を作成し、あわせて経費抑制を目指す。）
- ・2100 年の江戸川区（共生社会ビジョン）実現に向けたアクションプランで示した人口推計などを基に、将来の学校規模、校数に関する見通しを踏まえ、財政計画を適宜見直しながら柔軟に対応してまいります。
- ・改築・統合・閉校の対象校については、P24 参考資料「今後の改築・延命化・適正配置対象校（令和 7 年度現在予定）」を基に検討を行います。
- ・学校改築にあたっては、多機能施設の整備を検討します。
- ・プールについては、「③学校プール整備方針」に基づき、整備を推進します。

●基本改築スケジュール

1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目
基本構想 基本計画	設計期間		改築工事			校庭・ 外構工事	

※改築工事〈校舎〉（解体工事約 6 か月＋Ⅰ期工事 27 か月～33 か月程度）

●延命化工事スケジュール

1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
調査	設計期間	延命化工事		

① 改築・延命化の考え方

【改築・延命化の基本方針】

(1) 改築対象の見直しと今後の進め方

第一次報告では、「平成 38 年度（令和 8 年度）までに築 50 年を迎える 71 校」を改築対象としていました。（昭和 52 年度以降に竣工した学校は対象外）今後は、築年数にとらわれず、現在未着手の学校施設すべてを対象とし、改築または延命化工事を進めていきます。改築校を選定の際には、適正配置の考え方、老朽化状況、行政需要などの要素を踏まえ改築校を選定します。

1 校あたりの改築工期は、既存校舎解体から新校舎竣工までおおむね 3 年を基本とします。（敷地条件、校舎規模、改築手法等を踏まえ、適切な工期を個別に設定。）

(2) 延命化工事の対象校選定と優先順位

延命化工事の対象校は、築 50 年以上の校舎を対象とします。選定にあたっては、施設の状態と将来の児童生徒数の推計や適正配置の考え方、プール整備方針を踏まえ総合的に判断し優先順位を設定します。

（延命化工事対象校の決定にあたっては、「延命化工事における考え方（P14）」に基づく。）

② 多機能化の考え方

学校改築を進めるにあたり、単なる教育施設の更新にとどまらず、地域社会における公共施設のあり方全体を見据えた「多機能化」を基本的な視点として位置づけます。限られた財源・用地を最大限に活用し、公共施設のより効率的かつ効果的な整備を実現するとともに、地域に開かれた持続可能な拠点づくりを目指します。

＜多機能化の例＞

地域交流の拠点施設

図書館や学習支援機能を持つ施設

子育て支援や福祉関連の施設

防災拠点としての機能を担う施設

文化・スポーツの拠点を担う施設

- ・「江戸川区公共施設・再編整備計画」と連携しつつ、地域の特性や住民ニーズを踏まえながら、多機能化の可能性を検討し、計画的かつ着実に推進していきます。
- ・「江戸川区文化・スポーツ基本構想」を踏まえ、文化・スポーツ拠点との連携を図ります。

③ 学校プール整備方針

(1) 基本的な考え方

■水泳指導は継続して実施

水の中での安全確保や水難事故を防止する力を身につける水泳学習は重要であり、今後も学校教育の中で継続して指導を実施します。

■学校施設の地域への開放の更なる推進

学校は教育施設であると同時に貴重な地域資源でもあります。学校を、「身近な活動の拠点」として位置付け、地域への開放をさらに進めます。

(2) 現状と課題

- ・天候の影響を受けやすく計画的な水泳指導の実施が難しくなっています。
- ・プールの管理・運営にかかる教職員の負担が非常に大きいです。
- ・人員体制等により、個々のレベルにあった指導を実施することが難しい状況です。
- ・直射日光による日焼けや周囲からの視線対策などが必要です。

整備方法について、以下の3案を検討した結果

- ①自校に屋外プールを設置
- ②屋内温水プールを拠点校に設置し共同利用
- ③民間水泳施設等を利用

(3) 今後の学校プール整備に関する考え方（基本方針）

■基本方針

児童・生徒に対し安定した水泳環境を提供できることや地域開放について考慮した結果学校改築を行うにあたり、原則として、一部の中学校に屋内温水プールを整備し、近隣学校と共同利用を進めます。また、それ以外の小中学校には新たにプールを整備しない方針とします。ただし、既に中学校の改築事業が終了している地域については、小学校に屋内温水プールを整備することを検討します。

■今後の進め方

- ・中学校の改築時に屋内温水プールを整備し、近隣学校4校程度と共同利用します。
- ・原則として、小学校改築時は自校にプールを整備しない。なお、既存校及び改築済校の屋外プール施設は継続して利用し、設備等の老朽化に合わせて大規模改修は行わず、屋内温水プール利用への移行を検討します。
- ・新たに整備する屋内温水プールは、既存公共プール施設の地域バランス等を考慮しながら地域開放を検討します。
- ・屋内温水プールの維持管理手法等を検討し、教職員の負担の軽減を図ります。

3 改築工事の計画・設計・施工における考え方

① 改築工事の基本方針

学校改築にあたっては、以下の点に留意し整備を進めます。

(1) 学習環境・生活環境の充実（教育環境の向上）

- ・情報化・国際化など社会の変化に対応し、創意工夫を活かした教育活動を支える柔軟で多機能な学習空間を整備する。
- ・異学年交流や少人数指導などに対応できる環境を整備する。
- ・ICTを活用した学習に対応できるネットワーク環境などを整備する。
- ・特別支援学級は障害の状況に応じて柔軟に利用できる空間を確保する。
- ・冷暖房設備を全教室に整備し、快適な学びの環境を実現する。
- ・校務が効率的に行えるような動線・スペースを考慮する。

(2) 安全・安心の学校づくりの推進

- ・敷地内外の見通しを確保し、不審者の侵入抑止や来訪者確認がしやすい校舎配置とする。
- ・小学校では特に低学年の安全確保に配慮し、教室の位置や動線を工夫する。
- ・子どもの行動特性に配慮した事故防止設計を行う。

(3) 環境配慮と ZEB 化の推進

- ・太陽光発電などの自然エネルギーの活用、断熱性向上や高効率設備の導入による省エネエネルギー化などを推進し、ZEB Ready（省エネ 50%以上）以上の認証取得を目指す。

(4) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

- ・障害の有無や年齢にかかわらず誰もが利用しやすい施設とする。
- ・エレベーター設置、段差解消などのバリアフリー化を進める。

(5) 大規模災害に備えた避難所機能の強化

- ・学校を地域の防災拠点として位置づけ、耐震性の確保、避難所運営に適した校舎レイアウトとする。
- ・屋内運動場と連携した物資倉庫、マンホールトイレなど、災害対応設備を計画的に整備する。
- ・災害対策本部や各機関と双方向で通信できる情報通信設備を整備する。

(6) 地域に開かれた学校づくりの推進

- ・屋内運動場、プール、学校図書館などを、地域利用を視野に入れた配置とする。
- ・放課後・休日・夜間の利用に配慮し、動線やセキュリティに配慮した計画とする。
- ・学校応援団やすすくすくスクールなど地域活動を支えるスペースを確保し、「地域とともに歩む学校づくり」の実現に寄与する。

(7) まちづくりとの調和

- ・学校を地域の中核施設として位置づけ、周辺環境や景観と調和した外観とする。
- ・地区計画などと整合を図り、将来のまちづくりに寄与する。

(8) ライフサイクルコスト（LCC）の縮減と持続可能な事業

- ・初期投資だけでなく、光熱費・維持管理費・修繕費を含めた LCC を考慮した施設とする。
- ・汎用機器・設備の活用や既存備品の再利用を進め、無理のない更新計画とする。
- ・長期にわたり継続可能な改築事業として、コスト管理を徹底する。

(9) 改築工事期間中の児童・生徒への配慮

- ・工事区域と学校区域を安全に区画し、騒音・粉じん対策を徹底する。
- ・仮設校舎を含め建設する場合は十分なスペースを確保し、教育活動を妨げないようにする。
- ・校庭の利用が制限される期間には、近隣学校や公園を活用して教育環境を確保する。
- ・工事過程を教育的資源と捉え、見学・交流・学習機会として活用する。

② 改築のベースプランについて

学校改築については、現在までに事業中を含め 34 校実施してきました。これまでの改築校で蓄積された知見を生かし、「ベースプラン」を導入します。これにより、必要な機能を確保しつつ、改築経費の抑制を図ります。

建物の面積や形状、構成などは設計者によって内容が大きく異なることがあり、工事費や施設機能のばらつきにつながる可能性があります。そのため、学校ごとの改築においても一定の共通仕様・標準化を図るため、ベースプランを作成し、設計方針の共有を図ってまいります。

これにより、設計の自由度を確保しつつも、施設の質やコストの均質化を進め、効率的で持続可能な改築事業の実施につなげてまいります。

～ベースプラン～

区では、改築する学校の基本的な配置計画・平面計画を示した上で、設計者を選定し、建築計画や詳細な設計については各種法令等を加味した上で検討していきます。

4 延命化工事における考え方

① 延命化工事の基本方針

(1) 基本的な考え方

本区ではこれまで、鉄筋コンクリート造の学校施設について、築50年を超えた施設から順次改築を進めてまいりました。しかし、「2100年の江戸川区（共生社会ビジョン）実現に向けたアクションプラン」で示されているとおり、今後は年少人口の減少を見込む必要があります。

学校施設は、区立公共施設全体の延床面積の半数以上を占める大規模資産であり改修・改築には多額の財政負担が伴います。このため、単に築年数のみを基準とするのではなく、施設機能・安全性・財政影響・人口推計に基づく将来動向等を総合的に勘案して延命化と改築の判断を行うことが重要と考えています。

区では計画的に改修工事を実施しており、現時点では多くの施設でおおむね健全な状態が保たれております。今後は、これらの状況を踏まえつつ、より安全・安心な学校施設として継続利用できるよう延命化対策を進めてまいります。

【施設の目標使用年数に関する考え方】

これまで区では、築50～60年を目安として更新を進めてきました。近年、文部科学省においては、学校施設の長期使用を推進し、おおむね80年間の使用を想定した計画的な維持管理を行うとの考え方が示されています。このため本区においても、施設の劣化状況や機能要求を総合的に勘案し、10～30年程度、使用年数を延伸し、計画的かつ効率的な施設更新を図ってまいります。

なお、適正配置にあわせて改築が必要な学校、まちづくり事業、その他行政需要にあわせて改築が必要な学校については延命化工事ではなく改築を実施します。

(2) 延命化工事の目的

延命化工事は、単に建物の使用年数を延ばすためだけではなく、教育環境と公共的機能を維持・向上させながら、施設の最適化を図ることを目的としています。

主な目的は次のとおりです。

- ・児童・生徒の快適で安全な学習空間を確保します。
- ・教職員の教育環境・執務環境、質の向上につながる働きやすい環境を整備します。
- ・断熱性の向上や省エネ機器の導入等により、省エネ性能を高め、運用コストの低減を目指します。
- ・防災機能、災害時の避難所機能を強化し、地域の安全に寄与します。
- ・将来的な学校の適正配置を見据えた対応とし、施設規模と地域二ーズの整合を図ります。
- ・財政負担の軽減を図り、合理的な施設維持を実現します。

- ・改築の時期を分散して進めることで、将来の改築において、工事費や人材の集中を防ぎます。
- ・延命化により長期使用することにより、解体時に発生する廃棄物の削減にもつなげます。

② 延命化工事を行う判断基準

改築工事の対象として該当しない施設を延命化工事の検討対象施設とします。延命化の可否については、以下のように調査し、専門的な評価に基づいて判断いたします。

＜延命化に向けた調査と実施の流れ（概要）＞

（１）延命化対象校の選定

- ・延命化工事の対象校選定と優先順位（P10 参照）

（２）延命化校を選定後、工事に向けた健全性の調査を実施

- ・耐用年数評価を導入し、延命化工事に向けた調査を行います。

耐用年数評価の結果に応じて、10～30 年程度使用年数を延伸します。

※耐用年数評価とは、柱や梁、耐力壁などの状況を確認し、構造躯体が今後何年程度使用可能か、物理的な調査に基づいて評価することです。

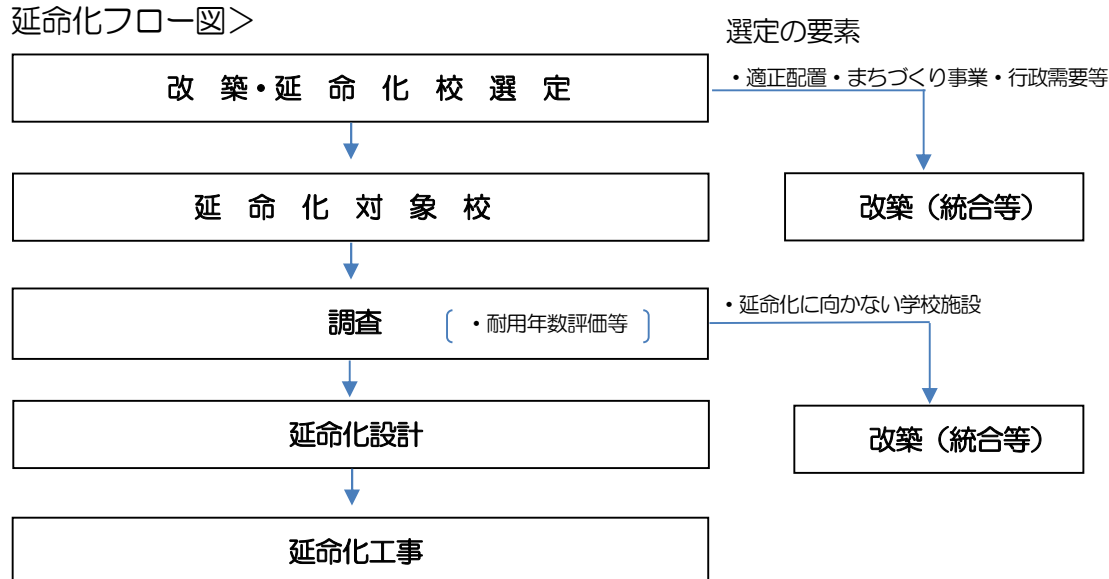
（３）延命化設計

- ・延命化工事に向けた設計を行います。

（４）延命化工事

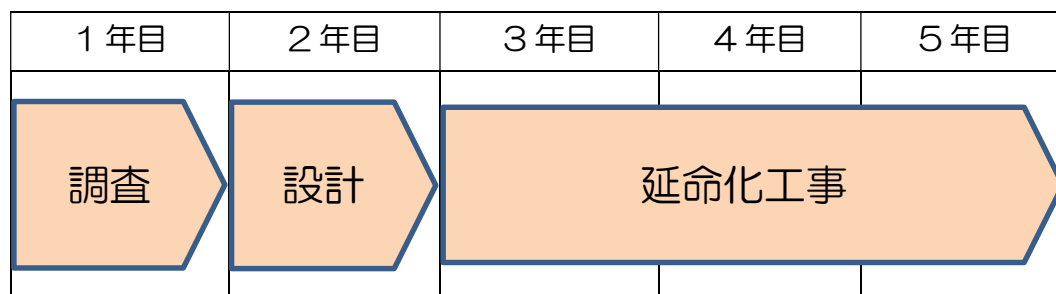
- ・設計に基づいた延命化工事を行います。

＜改築・延命化フロー図＞



③ 延命化工事の工期と内容について

(基本案) 学校運営中及び長期休業期間に工事を行う



※基本案を原則としますが、状況により適宜変更することがあります。

※状況（残使用年数、老朽化状況等）に応じた工事内容を選択します。

(1) 耐久性の向上

- ・ライフライン更新（給排水配管、電気設備、ガス管更新、受変電設備）
- ・躯体外壁保護等（躯体保護、浮き及び欠損及び剥がれ補修、外装、鉄骨部腐食対策、屋上防水、鉄部塗装、シーリング打替え）
- など

(2) 機能向上

- ・防災機能（自立型 GHP、太陽光発電設備、避難所改修（体育館）、備蓄倉庫確保）
- ・バリアフリー（段差解消）
- ・トイレ改修（バリアフリースイレ）
- ・環境機能向上（高断熱・高遮熱ガラスの採用、二重サッシ、雨水利用、人感センサー照明、LED 照明、木材の積極利用）
- ・学習内容・学習形態への多様化対応（防音性床、収納能力の向上、空き教室を多目的スペース転用、プール改修、人工芝校庭）
- など

Ⅲ 財政計画

1 新たな財政計画について

第一次報告では、学校の建て替えに必要な費用を見込みながら、長い期間をかけて少しずつ積み立てていく計画を立てていました。最近では資材の値上がりや、より良い学校づくりに向けた見直しが進んでいることもあり、将来にわたり必要な改築経費を見込むことが難しい状況にあります。

改築経費については、1㎡当たり約95万円（小学校：約7,500㎡で約71億円程度、中学校：約8,500㎡で約80億円程度）と想定しています。また、延命化工事の経費は、1㎡当たり約35万円（小・中学校ともに約21億円程度）と見込んでおります。

これらを踏まえ、事業終了までに必要となる改築及び延命化工事の総事業費は約4,152億円、そのうち補助金見込額を約263億円と試算しています。

現在の教育施設整備基金残高は約790億円であり、今後の改築経費の動向や区の財政状況とのバランスを考慮しつつ、見直しをしながら基金の積立をしていきます。

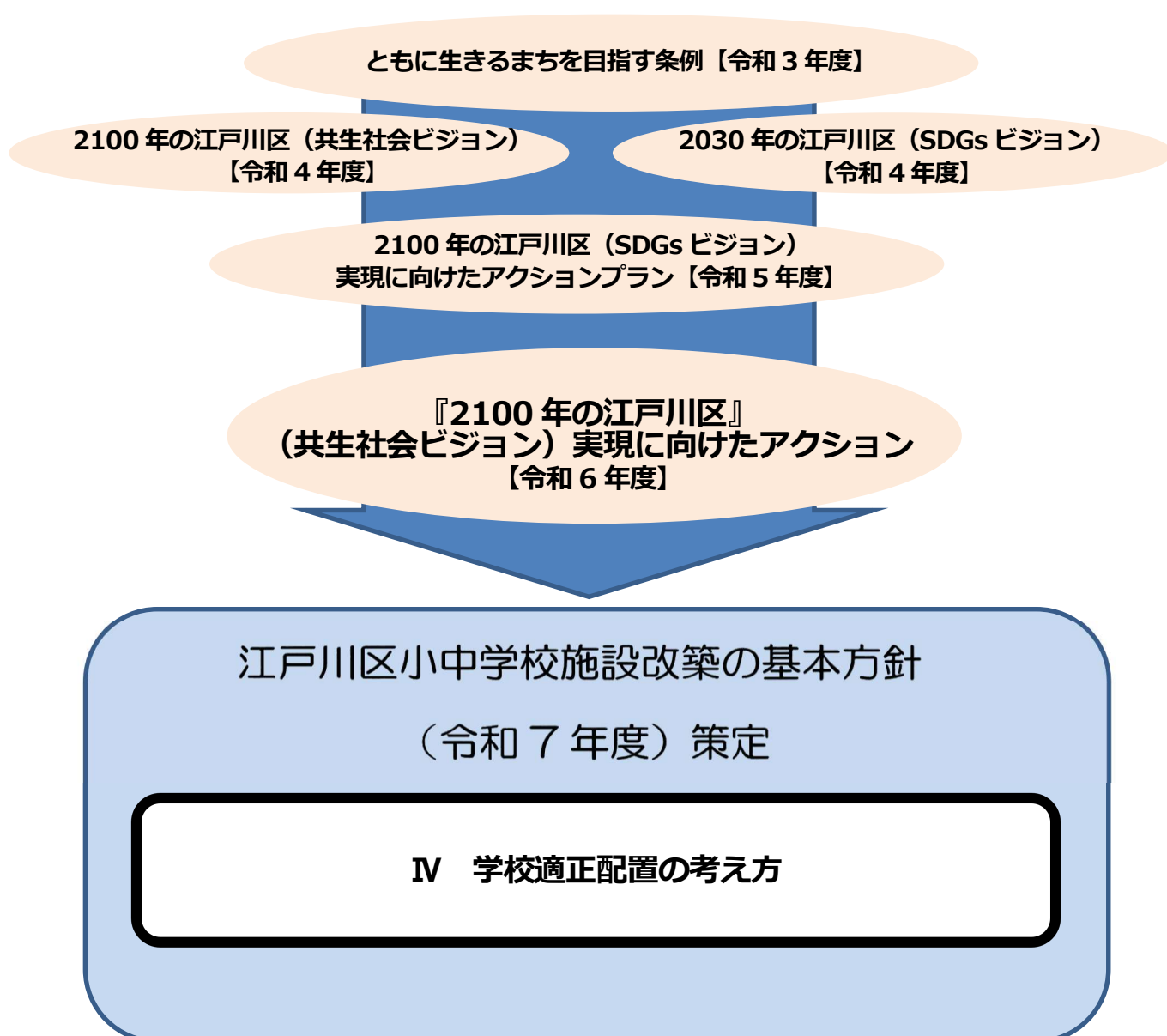
なお、改築経費については、令和8年1月現在の直近の改築校における実績を踏まえ算出しています。

IV 学校適正配置の考え方

1 学校適正配置と児童・生徒数の推移

① 本章の位置付け

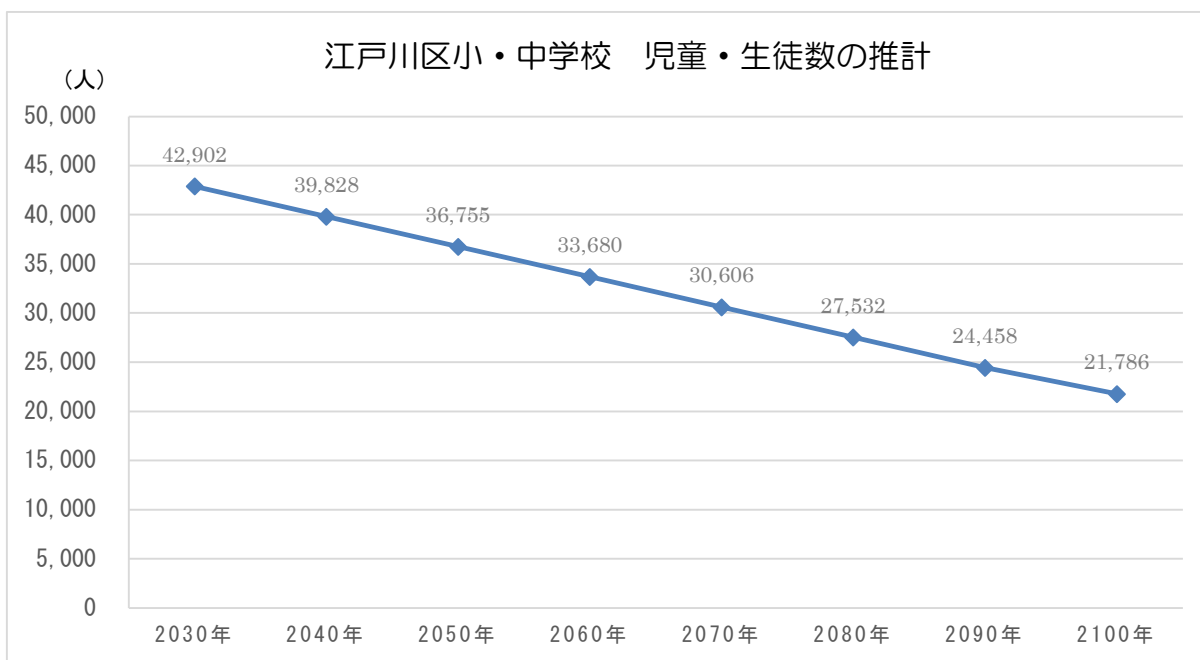
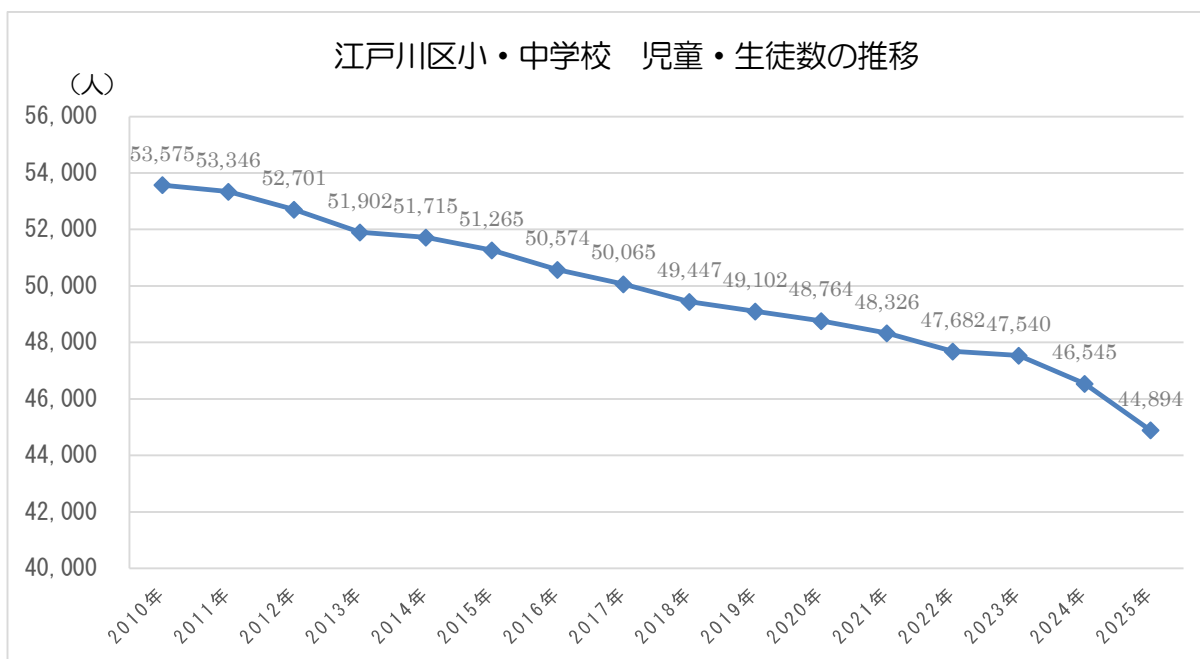
関連する各計画・指針や令和6年度に示された「2100年の江戸川区」（共生社会ビジョン）実現に向けたアクションにおいて、将来的に人口が半減することが予測されています。学校適正配置において、児童・生徒数の大幅な減少を見据え、現況と将来動向を捉えながら老朽化した学校施設を整備し、学校規模・学校配置の適正化に取り組むうえで、本章を今後の指針としまとめました。



② 児童・生徒数の現状と将来推計

本区の小・中学校における児童・生徒数は、2010年の53,575人をピークとし、2025年までの15年間で8,681人減少しました。これは、標準的な規模の学校（500人程度）の約17校分に相当する人数となります。

また、「施策策定のための人口等基礎分析（令和2年3月）」によると、2010年から2050年までの40年間で年少人口は約2割、2100年には4割以上減少し、今後も児童・生徒数は減少していく見込みとなっています。



※「施策策定のための人口等基礎分析（令和2年3月）」を参照した下位推計値

2 学校適正配置の基本指針

① 学校適正配置について

学校適正配置とは、学校の統合や通学区域の調整により、学校の規模や配置を適正化する取り組みです。本区では、「江戸川区立小・中学校の統合に関する基本指針（平成 25 年 2 月）」を策定し、児童・生徒にとって望ましい学習環境を確保するために区立小・中学校の適正配置に取り組んできたところです。

また、学校適正配置の必要性については、文部科学省が作成した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成 27 年 1 月）」でも、『児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいもの』とされています。本章では学校適正配置の基本指針を見直し、将来に向けた新たな基本指針を示しています。

② 学校適正配置の対象校選定基準について

学校適正配置の対象校選定にあたり、「今後の区政における主要課題（平成 26 年 9 月）」に基づき、適正規模の視点と改築の視点から見た適正配置候補校をさらに複数の観点で検討します。

◎ 標準規模学級（12 学級）を下回っている学校、または推計上将来下回る見込みの学校を検討対象校とします。

※本区は学校教育法施行規則に準じ、12～18 学級を標準規模としています。

	国の根拠法令など	国	区（小・中学校）
小規模校	—	11 学級以下	11 学級以下
適正規模	学校教育法施行規則	12～18 学級	12～18 学級
	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令	12～18 学級	
大規模校	文部科学省の手引	25～30 学級	25 学級以上
過大規模校		31 学級以上	大規模校と同様の扱い

○ 近隣校の状況

対象となる学校の規模や改築時期を踏まえ、統合もしくは分散での単独閉校を検討します。

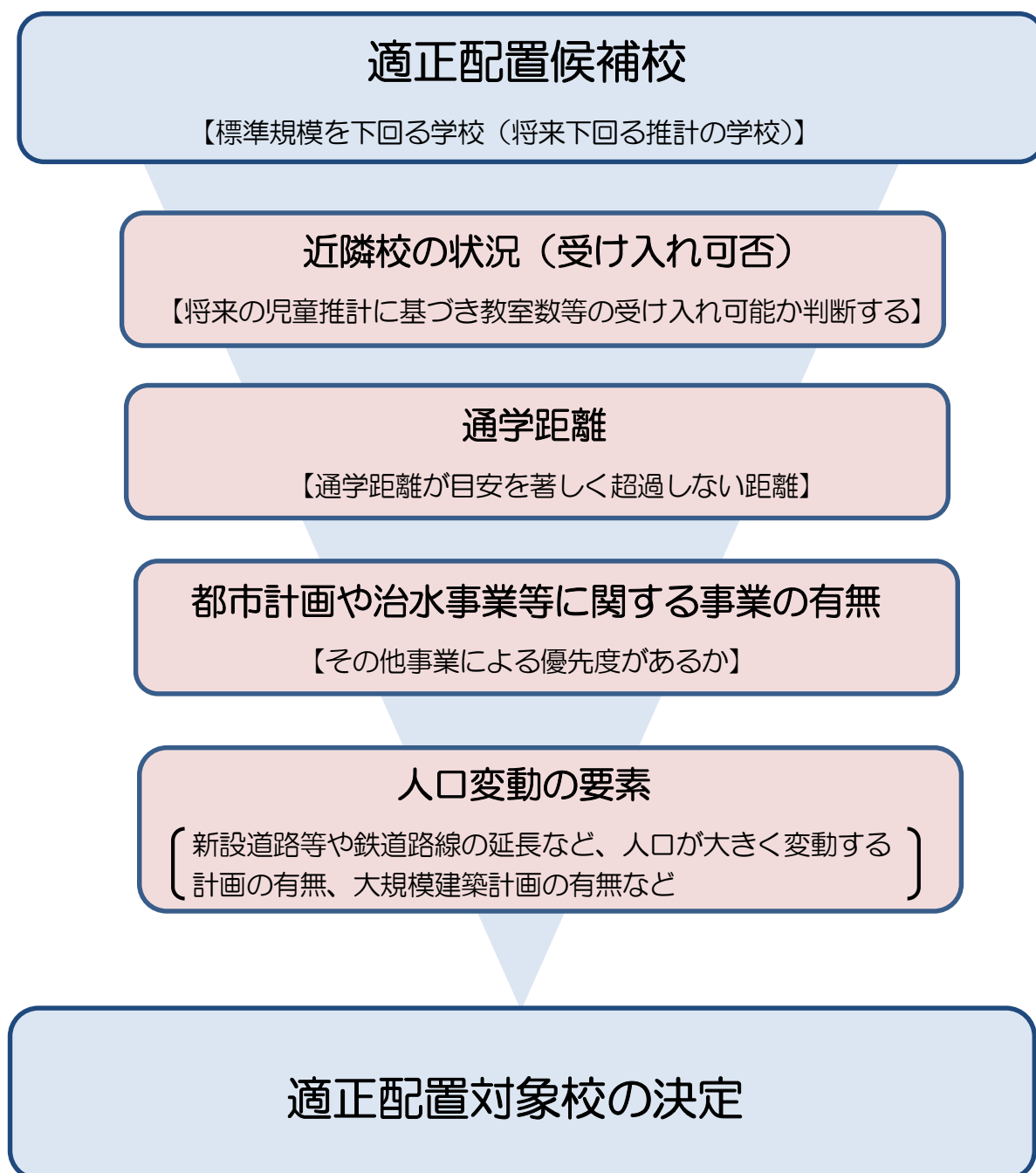
○ 通学距離

学校統合を行う場合、一部の児童・生徒は通学距離がこれまでより延びる可能性があります。徒歩での通学時間は、おおむね 30 分程度を目安とし、小学校 1.2Km 中学校 1.8Km 程度を目安としますが、生徒・児童数に応じて国の基準以内で対応することも検討します。

※国の基準は小学校で概ね 4Km 以内、中学校で概ね 6Km 以内となっています。
また、通学実態の多様化を踏まえ、通学時間はおおむね 1 時間以内という目安が示されています。

- 校舎や敷地が、都市計画道路等のまちづくり事業、並びに治水事業の影響を受ける場合は考慮します。
- 再開発や区画整理事業等により、児童・生徒数が増加し、過大規模にならないか、改築後でも適正な教育環境の確保ができるか検討します。

【適正配置対象校の選定フロー】



3 これまでの学校統合等に関する経過

平成 25 年 2 月	『江戸川区立小・中学校の統合に関する基本指針』策定 将来人口推計において区内の年少人口が減少していくことが明らかになったことから、単学級の学年が生じる学校や校舎の老朽化が進む学校、近接している学校がある6つの地域（平井地域、清新町地域、上一色・下小岩地域、松本・鹿骨地域、松島・松江地域、二之江地域）について、学校統合に関する区の方針をまとめました。
平成 26 年 9 月	『今後の区政における主要課題【学校適正配置】』公表 区内全域で9ブロックを設定し、ブロックごとに将来必要となる学校数を示しました。また、学校適正配置の観点として、12 学級を下回る学校や著しく近接する学校などを課題として整理しました。
平成 28 年 4 月	平井第二小学校を閉校し、平井南小学校と統合 清新第二小学校と清新第三小学校を閉校し、清新ふたば小学校を設置
平成 31 年 4 月	上一色小学校を閉校し、西小岩小学校と統合
令和元年 11 月	『学校適正配置の考え方』策定 将来予想される児童・生徒数の大幅な減少を見据え、現況と将来動向を捉えながら老朽化した学校施設を整備し、学校規模・学校配置の適正化に取り組むうえでの考え方を示しました。
令和 3 年 4 月	二之江第三小学校を閉校し、二之江小学校と統合
令和 5 年 3 月	第二松江小学校を閉校
令和 5 年 4 月	小松川第一中学校と小松川第三中学校を閉校し、小松川中学校を設置 下鎌田小学校と下鎌田西小学校を閉校し、下鎌田小学校を設置 下小岩小学校と下小岩第二小学校を閉校し、下小岩小学校を設置
令和 7 年 4 月	鹿骨小学校と松本小学校を閉校し、鹿骨松本小学校を設置
令和 10 年 4 月	江戸川小学校と下鎌田東小学校を統合予定
令和 12 年 4 月	小松川小学校と平井東小学校を統合予定

V おわりに

1 本書に関連する計画

本書の元となる中心的な計画及び、本書に関連する計画は次のとおりです。

①本計画に引き継がれる計画

- ・学校改築の基本的な考え方 -第一次報告-（平成 19 年 9 月策定）
- ・学校改築における小学校施設のあり方について（平成 21 年 4 月策定）
- ・学校改築における中学校施設のあり方について（平成 23 年 4 月策定）
- ・江戸川区小・中学校の統合に関する基本方針（平成 25 年 2 月策定）
- ・学校適正配置の考え方 ～児童・生徒数の現状と今後の推計～（令和 5 年 12 月改定）
- ・江戸川区立学校プール整備方針（令和 7 年 3 月策定）

②参考関連計画

- ・江戸川区みどりの基本計画（平成 25 年 4 月策定）
- ・江戸川区都市計画マスタープラン（平成 31 年 3 月改定）
- ・江戸川区立学校施設管理計画（令和 2 年 10 月策定）
- ・江戸川区国土強靱化地域計画（令和 3 年 1 月策定）
- ・江戸川区災害（震災）時トイレ確保・管理計画（令和 3 年 11 月策定）
- ・2030 年の江戸川区（SDGs ビジョン）（令和 4 年 8 月策定）
- ・2100 年の江戸川区（共生社会ビジョン）実現に向けたアクションプラン
（令和 4 年 9 月策定）
- ・第 6 次環境行動計画（令和 5 年 3 月策定）
- ・江戸川区公共施設再編・整備計画（令和 5 年 12 月策定）
- ・江戸川区立図書館基本計画（令和 6 年 4 月策定） ほか
- ・江戸川区地域防災計画（令和 7 年度修正）

2 更新について

本書は原則 5 年に一度更新を行うこととします。5 年間のうち内容に変更があった場合は適宜変更をすることとします。その場合その変更から再度 5 年以内に更新を行うこととします。

Ⅵ 参考資料

今後の改築・延命化・適正配置対象校（令和 7 年度現在予定）

令和 8 年度 鹿骨松本小学校、平井南小学校、中小岩小学校
（設計完了・改築準備中）

令和 9 年度 小松川・平井東統合校、鎌田小学校 （設計中・改築準備中）

令和 10 年度 江戸川・下鎌田東統合校、松江第一中学校 （設計・改築準備中）

※下記は現在の検討予定となります。

※築年数は令和 7 年度現在

築年数	小学校	中学校
令和 11 年度以降対象校（10 年間）		
65 年		松江第二中学校
64 年		松江第三中学校、上一色中学校
61 年	第三葛西小学校	
60 年	南小岩第二小学校	瑞江第二中学校
59 年	平井小学校、平井西小学校、西小松川小学校、 篠崎第二小学校、西小岩小学校	
58 年	大杉小学校、瑞江小学校、本一色小学校	瑞江中学校
57 年	西一之江小学校、船堀第二小学校、 一之江第二小学校	鹿本中学校、篠崎中学校、小岩第四中学校
56 年	第四葛西小学校、鹿本小学校、東小岩小学校、 上小岩第二小学校	
55 年	第五葛西小学校	
54 年		小岩第五中学校
53 年	上一色南小学校、北小岩小学校	葛西第三中学校、小岩第三中学校
令和 21 年度以降対象校（10 年間）		
52 年	二之江第二小学校	松江第四中学校
51 年	大杉第二小学校、第六葛西小学校、 篠崎第四小学校	
50 年	第七葛西小学校、鹿骨東小学校、 篠崎第五小学校	松江第六中学校、篠崎第二中学校
49 年	南篠崎小学校	春江中学校
48 年		二之江中学校、鹿骨中学校
47 年	南葛西小学校	南葛西中学校
46 年	西葛西小学校	西葛西中学校
45 年	新田小学校、新堀小学校	
44 年		東葛西中学校
43 年	清新第一小学校	清新第一中学校
42 年	清新ふたば小学校	

1 小学校築年数

竣工	学校名	築年数	竣工	学校名	築年数
S 39	第三葛西小学校	61 年	S 57	宇喜田小学校	43 年
S 40	南小岩第二小学校	60 年		清新第一小学校	43 年
S 41	平井小学校	59 年	S 58	清新ふたば小学校	42 年
	平井西小学校		S 63	南葛西第三小学校	37 年
	西小松川小学校		H 3	臨海小学校	34 年
	篠崎第二小学校		H 8	小松川第二小学校	29 年
	西小岩小学校		H 13	東葛西小学校	24 年
S 42	大杉小学校	58 年	H 24	松江小学校	13 年
	瑞江小学校		H 25	第二葛西小学校	12 年
	本一色小学校		H 26	船堀小学校	11 年
S 43	西一之江小学校	57 年	H 27	春江小学校	10 年
	船堀第二小学校		H 29	第三松江小学校	8 年
	一之江第二小学校		H 29	篠崎第三小学校	8 年
S 44	第四葛西小学校	56 年	H 31	葛西小学校	6 年
	鹿本小学校		R 4	小岩小学校	3 年
	東小岩小学校		R 5	南小岩小学校	2 年
	上小岩第二小学校			篠崎小学校	2 年
S 45	第五葛西小学校	55 年		二之江小学校	2 年
S 47	上一色南小学校	53 年	R 6	東小松川小学校	1 年
	北小岩小学校			大杉東小学校	1 年
S 48	二之江第二小学校	52 年	R 7	下小岩小学校	0 年
S 49	大杉第二小学校	51 年			下鎌田小学校
	第六葛西小学校		事業中	一之江小学校	—
	篠崎第四小学校		事業中	上小岩小学校	—
S 50	第七葛西小学校	50 年	事業中	中小岩小学校	—
	鹿骨東小学校		事業中	平井南小学校	—
	篠崎第五小学校		事業中	鹿骨松本小学校	—
S 51	南篠崎小学校	49 年	事業中	鎌田小学校	—
S 53	南葛西小学校	47 年	事業中	小松川小学校	—
S 54	西葛西小学校	46 年	事業中	平井東小学校	—
S 55	新田小学校	45 年	事業中	江戸川小学校	—
	新堀小学校		事業中	下鎌田東小学校	—
S 56	南葛西第二小学校	44 年			

- 令和 7 年度時点
- 築年数は、敷地内の最も古い建物の年数

2 中学校築年数

竣工	学校名	築年数	竣工	学校名	築年数
S 35	松江第二中学校	65 年	S 52	鹿骨中学校	48 年
S 36	松江第三中学校	64 年	S 53	南葛西中学校	47 年
	上一色中学校		S 54	西葛西中学校	46 年
S 40	瑞江第二中学校	60 年	S 56	東葛西中学校	44 年
S 42	瑞江中学校	58 年	S 57	清新第一中学校	43 年
S 43	鹿本中学校	57 年	S 60	南葛西第二中学校	40 年
	篠崎中学校		S 61	清新第二中学校	39 年
	小岩第四中学校		H 27	松江第五中学校	10 年
S 46	小岩第五中学校	54 年	H 30	小松川第二中学校	7 年
S 47	葛西第三中学校	53 年	H 31	葛西中学校	6 年
	小岩第三中学校		R 3	瑞江第三中学校	4 年
S 48	松江第四中学校	52 年	R 4	小岩第二中学校	3 年
S 50	松江第六中学校	50 年	R 4	小松川中学校	3 年
	篠崎第二中学校		R 7	小岩第一中学校	0 年
S 51	春江中学校	49 年	事業中	葛西第二中学校	—
S 52	二之江中学校	48 年	事業中	松江第一中学校	—

- ・令和 7 年度時点
- ・築年数は、敷地内の最も古い建物の年数

1 水泳指導の現状と課題

(1) 水泳指導の必要性

小学校及び中学校における水泳指導は、学習指導要領において、学年別に指導内容及び目標が定められている。今後も、学習指導要領に基づいた水泳指導が適切に実施できるよう、全校で水泳指導を継続的に実施していく。

大きな河川に囲まれた本区の地理的条件からも、水泳指導により泳力の向上や安全の確保に関する理解を深めることは重要である。

【参考】学年ごとの指導内容

	学年	指導内容	
小学校	1～2学年	水遊び	水につかる、移動する 浮く、潜る、息を吐く
	3～4学年	水泳運動	浮き方やけ伸び 初歩的な泳ぎ
	5～6学年	水泳運動	2泳法（クロール、平泳ぎ）
中学校	1～2学年	水泳	4泳法（クロール、平泳ぎ、 背泳ぎ、バタフライ）
	3学年	水泳	複数の泳法で泳ぐ又はリレー

(2) 水泳指導の実施状況

本区での水泳指導は、年間10単位時間程度（1単位時間：小学校は45分、中学校は50分）を基本とし、概ね6月中旬から9月初旬にかけて実施している。

※水泳指導のカリキュラムは、各校の判断で柔軟に編成することができる。

(3) 水泳指導の課題

ア 天候による影響

雨天だけでなく、熱中症警戒アラートの発出に伴う授業の中止など、天候の影響を受けやすく、計画的な水泳指導の実施が難しくなっている。

イ プールの管理・運営にかかる教職員の負担

プール開きまでの施設準備、清掃、夏休みや学校閉庁期間中も行う水質管理など、教職員による管理・運営の負担が非常に大きい。

また、失水事故に対する教職員の心理的負担もある。

ウ 指導上の課題

水泳指導は専門性を求められるとともに、児童・生徒の安全確保の観点から、複数の監視者を配置するなどの指導体制が必要である。しかし、規模の小さい学校では、教職員が少ないうえ、安全管理に人員を割くため、個々のレベルにあった指導を実施することが難しい状況である。

エ その他

直射日光による日焼けや周囲からの視線対策などが必要である。

2 学校プール施設の現状

本区の小中学校には、一部の学校を除き屋外プールを設置している。また、その多くが昭和40～50年代に校舎と同時期に建設されており、建築年数が50年以上の施設が38校、40年以上50年未満の施設が24校と老朽化が進んでいる。

大規模改修や学校改築に併せて設備を更新しているが、毎年ろ過機などを中心に不具合が発生している。

【参考】区立学校プルー覧（令和6年4月1日現在）

No.	学 校 名	設置 年度	築 年 数	水面積 (㎡)	No.	学 校 名	設置 年度	築 年 数	水面積 (㎡)	No.	学 校 名	設置 年度	築 年 数	水面積 (㎡)
1	小 松 川 小	H2	34	275	34	臨 海 小	H3	33	275	1	小 松 川 中	R4	2	300
2	小 松 川 二 小	H8	28	275	35	東 葛 西 小	H13	23	325	2	小 松 川 二 中	H29	7	300
3	平 井 小	S48	51	250	36	瑞 江 小	S37	62	275	3	松 江 一 中	S38	61	275
4	平 井 西 小	S46	53	200	37	春 江 小	H26	10	290	4	松 江 二 中	S40	59	275
5	平 井 東 小	S45	54	250	38	新 堀 小	S55	44	250	5	松 江 三 中	S56	43	325
6	平 井 南 小	S45	54	175	39	下 鎌 田 小	S49	50	275	6	松 江 四 中	S39	60	375
7	松 江 小	H24	12	300	40	下 鎌 田 東 小	S47	52	250	7	松 江 五 中	H26	10	300
8	西一之江小	S35	64	250	41	江 戸 川 小	S43	56	250	8	松 江 六 中	S51	48	275
9	西小松川小	S36	63	250	42	一 之 江 小	S53	46	250	9	二 之 江 中	S53	46	275
10	大 杉 小	S45	54	250	43	一 之 江 二 小	S44	55	250	10	葛 西 中	H31	5	300
11	大 杉 二 小	S49	50	250	44	鹿 本 小	S38	61	250	11	葛 西 二 中	改築中		
12	三 松 江 小	H28	8	288	45	鹿 骨 小	S42	57	250	12	葛 西 三 中	S49	50	275
13	大 杉 東 小	R6	0	225	46	鹿 骨 東 小	S52	47	250	13	南 葛 西 中	S53	46	275
14	東小松川小	改築中			47	松 本 小	S47	52	250	14	南 葛 西 二 中	S60	39	275
15	船 堀 小	H26	10	295	48	本 一 色 小	S43	56	250	15	西 葛 西 中	S54	45	275
16	船 堀 二 小	S45	54	250	49	篠 崎 小	R5	1	235	16	東 葛 西 中	S55	44	275
17	葛 西 小	H31	5	300	50	篠 崎 二 小	S43	56	250	17	清 新 一 中	S57	42	275
18	二 之 江 小	R5	1	225	51	篠 崎 三 小	H28	8	285	18	清 新 二 中	S61	38	275
19	二 之 江 二 小	S49	50	250	52	篠 崎 四 小	S50	49	250	19	瑞 江 中	S63	36	275
20	二 葛 西 小	H25	11	300	53	篠 崎 五 小	S51	48	250	20	瑞 江 二 中	S41	58	275
21	三 葛 西 小	S60	39	250	54	南 篠 崎 小	S52	47	250	21	瑞 江 三 中	R3	3	300
22	四 葛 西 小	S47	52	250	55	鎌 田 小	S38	61	250	22	春 江 中	S52	47	275
23	五 葛 西 小	S47	52	250	56	小 岩 小	R3	3	300	23	鹿 本 中	総合体育館と併用		
24	六 葛 西 小	S49	50	250	57	東 小 岩 小	S37	62	250	24	鹿 骨 中	S53	46	275
25	七 葛 西 小	S50	49	250	58	下 小 岩 小	S36	63	250	25	篠 崎 中	S45	54	275
26	南 葛 西 小	S53	46	250	59	上 小 岩 小	改築中			26	篠 崎 二 中	S51	48	275
27	南 葛 西 二 小	S56	43	250	60	上 小 岩 二 小	S44	55	220	27	小 岩 一 中	改築中		
28	南 葛 西 三 小	S63	36	250	61	西 小 岩 小	S40	59	250	28	小 岩 二 中	R3	3	300
29	西 葛 西 小	S54	45	250	62	上 一 色 南 小	S48	51	250	29	小 岩 三 中	S62	37	275
30	新 田 小	S55	44	250	63	南 小 岩 小	R4	2	225	30	小 岩 四 中	S63	36	275
31	宇 喜 田 小	S57	42	250	64	南 小 岩 二 小	S41	58	250	31	小 岩 五 中	H2	34	275
32	清 新 一 小	S57	42	250	65	中 小 岩 小	S43	56	200	32	上 一 色 中	H元	35	275
33	清 新 ふ た ば 小	S58	41	250	66	北 小 岩 小	S47	52	200					

3 プールの整備方法（案）について

(1)整備方法（案）

現状と課題を踏まえ、今後の学校プール施設の整備方法について、以下の3案について検討した。

①自校に屋外プールを設置した場合

（現行通り、改築校を含めて全校に屋外プールを整備）

②屋内温水プールを拠点校に設置した場合

（拠点校に屋内温水プールを整備し、周辺の小学校または中学校5校程度で共同利用）

③民間水泳施設等を利用する場合

整備方法 （案）	①自校に屋外プール を設置	②屋内温水プールを 拠点校に設置	③民間水泳施設等 を利用
天候の影響	×	○	○
日焼け・ 視線対策	×	○	○
利用期間・ 時間	×	○	△
移 動	○	×	×
教職員の負担 （維持管理）	×	△	○
指導体制	×	△	○
スケジュール 調整	○	△	△
イニシャル コスト	×	△	○
ランニング コスト	○	×	△
プール水の 二次利用	○	△	×
地域開放	×	○	×
継続性	○	○	△

(2)整備方法別の概算費用比較（60 年使用した場合のライフサイクルコスト）

プールの耐用年数を 60 年とし、整備方法別のコストを比較した。

整備方法	①屋外プール	②屋内温水プール (5校で利用した場合)	③民間水泳施設
建設費	約 310,000 千円	約 890,000 千円	—
大規模修繕費 (30 年で 1 回)	約 100,000 千円	約 200,000 千円	—
維持管理費 (光熱水費・ 保守点検等)	約 90,000 千円 (約 1,500 千円/年)	約 2,280,000 千円 (約 38,000 千円/年)	約 336,000 千円 (約 5,600 千円/年)
バス送迎費	—	約 720,000 千円 (約 12,000 千円/年)	約 240,000 千円 (約 4,000 千円/年)
概算経費計 (60 年)	約 500,000 千円	約 4,090,000 千円 (1 校あたり) 約 818,000 千円	約 576,000 千円
1 年あたり の経費	約 8,333 千円	約 68,167 千円 (1 校あたり) 約 13,633 千円	約 9,600 千円

- ・ライフサイクルコストを比較すると、屋内温水プールは建設費やランニングコストが高いため、高コストである。また、5校で利用しても依然としてコストは1番高い。
- ・一方、想定費用を実質の稼働（利用）時間で割り返した経費は以下のとおり、屋内温水プールが一番低くなっている。

【年稼働（利用）時間】

屋外プール：稼働日 45 日×1 日の使用時間 5 時間 = 225 時間

屋内温水プール：稼働日 350 日×1 日の使用時間 10 時間 = 3,500 時間

民間水泳施設：利用日 42 日×1 日の使用時間 1.5 時間 = 63 時間

【時間あたりの費用】

屋外プール：8,333,000 円/225 時間 = 37,036 円/時間

屋内温水プール：68,167,000 円/3,500 時間 = 19,476 円/時間

民間水泳施設：9,600,000 円/63 時間 = 152,381 円/時間

(3)整備方法別のまとめ

(案①)屋外プールを整備する場合（改築校を含めて全校に屋外プールを整備）

(メリット)

- ・移動を伴わず、利用時間の調整が容易である。
- ・4(2)で示した3案の中でコストが最も低い。
- ・プール水の二次利用（雑用水や消防水利としての利用）が可能である。

(デメリット)

- ・天候の影響を受けやすい。雨天だけでなく、猛暑により指導を中止することが増え、計画的な指導の実施が困難になりつつある。
- ・日焼けの影響を受けやすい。また、外部からの視線に対しての不安がある。
- ・プールの維持管理にかかる教職員の負担が大きい。
- ・利用期間が限られるため稼働率が悪い。また、地域開放に適さない。

(案②)屋内温水プールを整備し共同利用する場合（拠点校に屋内温水プールを整備）

(メリット)

- ・水温や水質等、安定した水泳環境を児童・生徒に提供できる。
- ・天候に左右されず、計画的な指導の実施が可能である。
- ・日焼け防止や外部からの視線対策ができる。
- ・通年で利用でき、複数校での利用や地域への開放が可能である。

(デメリット)

- ・移動時の移動手段や時間、安全面への対応が必要である。
- ・屋内温水プール設置校の負担が大きくなる可能性がある。
- ・複数校で利用するため、利用調整が必要である。
- ・4(2)で示した3案の中でコストが最も高い。
- ・消防水利等に対する代替設備等の検討が必要である。

(案③)民間水泳施設等を利用する場合

(メリット)

- ・水温や水質等、安定した水泳環境を児童・生徒に提供できる。
- ・天候に左右されず、計画的な指導の実施が可能である。
- ・日焼け防止や外部からの視線対策ができる。
- ・プール維持管理にかかる教職員の負担が軽減できる。
- ・委託等条件により、指導員による指導が可能である。

(デメリット)

- ・区内民間水泳施設等の収容数では、区内全学校の水泳指導を行うことは困難である。
- ・移動時の移動手段や時間、安全面への対応が必要である。
- ・事業者との事前打ち合わせが必要であり、教職員の負担になる。
- ・消防水利等に対する代替設備等の検討が必要である。
- ・事業者都合により、事業縮小等の可能性がある。

4 今後の学校プール整備に関する考え方

(1)基本方針

これらを踏まえ、児童・生徒に対し安定した水泳環境を提供できることや地域開放が可能なこと等を考慮した結果、学校改築を行うにあたり、原則として、一部の中学校に屋内温水プールを整備し、近隣学校と共同利用を進める。また、それ以外の小中学校には新たにプールを整備しない方針とする。ただし、既に中学校の改築事業が終了している地域については、小学校に屋内温水プールを整備することを検討する。

(2)今後の進め方

ア 中学校の改築時に屋内温水プールを整備し、近隣学校 4 校程度と共同利用する。

イ 原則として、小学校改築時は自校にプールを整備しない。なお、既存校及び改築済校の屋外プール施設は継続して利用し、設備等の老朽化に合わせて大規模改修は行わず、屋内温水プール利用への移行を検討する。

ウ 新たに整備する屋内温水プールは、既存公共プール施設の地域バランス等を考慮しながら地域開放を検討する。

エ 屋内温水プールの維持管理手法等を検討し、教職員の負担の軽減を図る。

(3)共同利用の想定

『利用スケジュール想定』

	8時					9時										10時										11時										12時																													
	30	35	40	45	50	55	0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	0	5	10	15	20	25																													
時間割	朝の会					1時間目										休					2時間目										休					3時間目										休					4時間目										給食				
①						移動 15分		準備 10分		水泳指導 60分										準備 10分		移動 15分							授業															授業																					
②						授業															授業															移動 15分		準備 10分		水泳指導 60分															準備 10分		移動 15分								

	12時					13時										14時										15時														
	20	25	30	35	40	45	50	55	0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	0	5	10	15	20	25	30	35
時間割	給食					昼休み					5時間目					休					6時間目					帰りの会					下校									
③											移動 15分		準備 10分		水泳指導 60分										準備 10分		移動 15分													

(4)移動時間・距離の目安

(3)で記載の『利用スケジュール想定』のとおり、移動時間は 15 分程度を目安とする。

- ・徒歩移動の場合：移動距離を 750m以内とする。
- ・バス移動の場合：移動距離を 3 km以内とする。

(5)指導時間について

指導時間数の考え方は以下のとおりとする。

ア 現在の指導時間

小学校の水泳指導の目安は年間 10 単位時間（1 単位時間：45 分）であり、多くの学校で 2 単位時間分をまとめて実施している。つまり、水泳指導は年間 5 回程度行われている。そして、着替え等の時間を除くと指導時間は、2 単位時間で 80 分程度である。

年間の指導時間 $80 \text{ 分} \times 5 \text{ 回} = 400 \text{ 分}$

イ 屋内温水プールでの指導時間

(3)で記載の「利用スケジュール想定」のとおり、1 回あたりの指導時間は 60 分程度と想定する。そのうえで、屋内温水プールでも現在と同程度の時間数を確保するために、各クラス 7 回／年の指導実施を基本とする。

年間の指導時間 $60 \text{ 分} \times 7 \text{ 回} = 420 \text{ 分}$

(6)指導実施可能回数について

1 つの屋内温水プールにおける水泳指導実施可能回数の考え方は以下のとおりとする。

稼働可能週数	19 週 指導実施期間(※)：6月～11 月（夏休み期間を除く）
1 週間あたりの回数	14 回 水曜日は 2 回、それ以外の曜日は 3 回で計算
実施可能回数	266 回 $19 \text{ 週} \times 14 \text{ 回} = 266 \text{ 回}$

(※)健康診断の実施時期や体調面を考慮し、実施期間を 6 月～11 月とする。

(7)利用可能学校数について

1 校あたりの年間指導数の考え方は以下のとおりとする。

小学校：6 学年(学年毎) $\times 7 \text{ 回} = 42 \text{ 回}$

中学校：3 学年(学年毎) $\times 2 \text{ 展開} \times 7 \text{ 回} = 42 \text{ 回}$

5 校で利用する場合 $42 \text{ 回} \times 5 \text{ 校} = 210 \text{ 回}$

実施可能回数	➤	5 校での利用回数
266 回		210 回

※計算上では 6 校の利用が可能だが、学校規模の違いや特別支援学級の有無、利用に係る調整期間等を考慮し、利用校数は 5 校程度とする。ただし、他の自治体では利用期間を 12 月までとしているところもあり、今後も検証を進める。

(8)実施に向けた今後の取組み等

ア 近隣中学校等に屋内温水プールが整備されるまでの指導場所の確保

プール施設を整備しない改築校は、近隣校か近隣の民間水泳施設や区営施設等のプールを利用できるよう調整し、水泳指導を実施する。

イ 移動時の安全対策等

炎天下での徒歩移動に伴う熱中症対策や、見通しの悪い道路やバス乗降時の交通誘導員等の配置を検討する。

ウ 移動にバスを伴う際の乗降場所の確保

学校改築時には、敷地条件等を考慮したうえで、バスが停車できる公開空地等を設けることを検討する。

エ 屋内温水プール施設の維持管理

屋内温水プール設置校の教職員の負担が増えないよう、プール管理手法等について検討する。

オ 水泳指導員等の活用

学習指導要領に基づき、評価は教科担任が行うことが必要であることから、教員が指導を行うことを基本とする。しかし、児童・生徒の泳力向上及び教職員の負担軽減につながることから、水泳指導員等の活用について、プール管理手法とともに検討する。

カ 着衣泳の実施

水質管理の問題があるため、実施方法や代替案など検討する。

キ 夏季休業中の水泳指導

実施については、各学校の判断によるため、屋内温水プールへの移行の際に実施について学校と協議する。

ク プール水の二次利用(消防水利・災害用)

プール施設を整備しない、又は廃止する場合、学校プール水の二次利用への対応について、消防署等の関連機関と協議し、必要に応じて防火水槽等の設置を検討する。

ケ 水位の調整

幅広い学年の児童・生徒が利用することから、水深の調整が可能な可動床等の採用を検討する。

＜学校プール整備方針参考資料＞

1 学習指導要領（平成29年告示）から水泳指導に関する内容を抜粋

小学校

第9節 体 育

第1 目 標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) その特性に応じた各種の運動の行い方及び身近な生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う。

第2 各学年の目標及び内容

〔第1学年及び第2学年〕

1 目 標

- (1) 各種の運動遊びの楽しさに触れ、その行い方を知るとともに、基本的な動きを身に付けるようにする。
- (2) 各種の運動遊びの行い方を工夫するとともに、考えたことを他者に伝える力を養う。
- (3) 各種の運動遊びに進んで取り組み、きまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、健康・安全に留意したりし、意欲的に運動をする態度を養う。

2 内 容

D 水遊び

水遊びについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 次の運動遊びの楽しさに触れ、その行い方を知るとともに、その動きを身に付けること。
ア 水の中を移動する運動遊びでは、水につかって歩いたり走ったりすること。
イ もぐる・浮く運動遊びでは、息を止めたり吐いたりしながら、水にもぐったり浮いたりすること。
- (2) 水の中を移動したり、もぐったり浮いたりする簡単な遊び方を工夫するとともに、考えたことを友達に伝えること。
- (3) 運動遊びに進んで取り組み、順番やきまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、水遊びの心得を守って安全に気を付けたりすること。

〔第3学年及び第4学年〕

1 目 標

- (1) 各種の運動の楽しさや喜びに触れ、その行い方及び健康で安全な生活や体の発育・発達について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。
- (2) 自己の運動や身近な生活における健康の課題を見付け、その解決のための方法や活動を工

夫するとともに、考えたことを他者に伝える力を養う。

- (3) 各種の運動に進んで取り組み、きまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、友達の考えを認めたり、場や用具の安全に留意したりし、最後まで努力して運動をする態度を養う。また、健康の大切さに気付き、自己の健康の保持増進に進んで取り組む態度を養う。

2 内 容

D 水泳運動

水泳運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 次の運動の楽しさや喜びに触れ、その行い方を知るとともに、その動きを身に付けること。
 - ア 浮いて進む運動では、け伸びや初歩的な泳ぎをすること。
 - イ もぐる・浮く運動では、息を止めたり吐いたりしながら、いろいろなもぐり方や浮き方をすること。
- (2) 自己の能力に適した課題を見付け、水の中での動きを身に付けるための活動を工夫するとともに、考えたことを友達に伝えること。
- (3) 運動に進んで取り組み、きまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、友達の考えを認めたり、水泳運動の心得を守って安全に気を付けたりすること。

〔第5学年及び第6学年〕

1 目 標

- (1) 各種の運動の楽しさや喜びを味わい、その行い方及び心の健康やけがの防止、病気の予防について理解するとともに、各種の運動の特性に応じた基本的な技能及び健康で安全な生活を営むための技能を身に付けるようにする。
- (2) 自己やグループの運動の課題や身近な健康に関わる課題を見付け、その解決のための方法や活動を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝える力を養う。
- (3) 各種の運動に積極的に取り組み、約束を守り助け合って運動をしたり、仲間の考えや取組を認めたり、場や用具の安全に留意したりし、自己の最善を尽くして運動をする態度を養う。また、健康・安全の大切さに気付き、自己の健康の保持増進や回復に進んで取り組む態度を養う。

2 内 容

D 水泳運動

水泳運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 次の運動の楽しさや喜びを味わい、その行い方を理解するとともに、その技能を身に付けること。
 - ア クロールでは、手や足の動きに呼吸を合わせて続けて長く泳ぐこと。
 - イ 平泳ぎでは、手や足の動きに呼吸を合わせて続けて長く泳ぐこと。
 - ウ 安全確保につながる運動では、背浮きや浮き沈みをしながら続けて長く浮くこと。
- (2) 自己の能力に適した課題の解決の仕方や記録への挑戦の仕方を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えること。
- (3) 運動に積極的に取り組み、約束を守り助け合って運動をしたり、仲間の考えや取組を認めたり、水泳運動の心得を守って安全に気を配ったりすること。

3 内容の取扱い

- (4) 内容の「D水泳運動」の(1)のア及びイについては、水中からのスタートを指導するものとする。また、学校の実態に応じて背泳ぎを加えて指導することができる。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (6)第2の内容の「D水遊び」及び「D水泳運動」の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれらを取り扱わないことができるが、これらの心得については、必ず取り上げること。

中学校

第7節 保健体育

第1 目 標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1)各種の運動の特性に応じた技能等及び個人生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。
- (2)運動や健康についての自他の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3)生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。

第2 各学年の目標及び内容

〔体育分野 第1学年及び第2学年〕

1 目 標

- (1)運動の合理的な実践を通して、運動の楽しさや喜びを味わい、運動を豊かに実践することができるようにするため、運動、体力の必要性について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。
- (2)運動についての自己の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝える力を養う。
- (3)運動における競争や協働の経験を通して、公正に取り組む、互いに協力する、自己の役割を果たす、一人一人の違いを認めようとするなどの意欲を育てるとともに、健康・安全に留意し、自己の最善を尽くして運動をする態度を養う。

2 内 容

D 水 泳

水泳について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1)次の運動について、記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、水泳の特性や成り立ち、技術の名称や行い方、その運動に関連して高まる体力などを理解するとともに、泳法を身に付けること。

ア クロールでは、手と足の動き、呼吸のバランスをとり速く泳ぐこと。

イ 平泳ぎでは、手と足の動き、呼吸のバランスをとり長く泳ぐこと。

ウ 背泳ぎでは、手と足の動き、呼吸のバランスをとり泳ぐこと。

エ バタフライでは、手と足の動き、呼吸のバランスをとり泳ぐこと。

- (2)泳法などの自己の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己の考えたことを他者に伝えること。
- (3)水泳に積極的に取り組むとともに、勝敗などを認め、ルールやマナーを守ろうとすること、分担した役割を果たそうとすること、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を認めようとするなどや、水泳の事故防止に関する心得を遵守するなど健康・安全に気を配ること。

〔体育分野 第3学年〕

1 目 標

- (1)運動の合理的な実践を通して、運動の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって運動を豊かに実践することができるようにするため、運動、体力の必要性について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。
- (2)運動についての自己や仲間の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝える力を養う。
- (3)運動における競争や協働の経験を通して、公正に取り組む、互いに協力する、自己の責任を果たす、参画する、一人一人の違いを大切にしようとするなどの意欲を育てるとともに、健康・安全を確保して、生涯にわたって運動に親しむ態度を養う。

2 内 容

D 水 泳

水泳について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1)次の運動について、記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、技術の名称や行い方、体力の高め方、運動観察の方法などを理解するとともに、効率的に泳ぐこと。
 - ア クロールでは、手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで長く泳いだり速く泳いだりすること。
 - イ 平泳ぎでは、手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで長く泳いだり速く泳いだりすること。
 - ウ 背泳ぎでは、手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで泳ぐこと。
 - エ バタフライでは、手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで泳ぐこと。
 - オ 複数の泳法で泳ぐこと、又はリレーをすること。

- (2)泳法などの自己や仲間の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己の考えたことを他者に伝えること。
- (3)水泳に自主的に取り組むとともに、勝敗などを冷静に受け止め、ルールやマナーを大切にしようとする、自己の責任を果たそうとすること、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にしようとするなどや、水泳の事故防止に関する心得を遵守するなど健康・安全を確保すること。

〔内容の取扱い〕

- (1)内容の各領域については、次のとおり取り扱うものとする。
 - ア 第1学年及び第2学年においては、「A体づくり運動」から「H体育理論」までについては、全ての生徒に履修させること。その際、「A体づくり運動」及び「H体育理論」については、2学年間にわたって履修させること。

イ 第3学年においては、「A体づくり運動」及び「H体育理論」については、全ての生徒に履修させること。「B器械運動」、「C陸上競技」、「D水泳」及び「Gダンス」についてはいずれかから一以上を、「E球技」及び「F武道」についてはいずれか一以上をそれぞれ選択して履修できるようにすること。

(2)内容の「A体づくり運動」から「H体育理論」までに示す事項については、次のとおり取り扱うものとする。

エ 「D水泳」の(1)の運動については、第1学年及び第2学年においては、アからエまでの中からア又はイのいずれかを含む二を選択して履修できるようにすること。第3学年においては、アからオまでの中から選択して履修できるようにすること。なお、学校や地域の実態に応じて、安全を確保するための泳ぎを加えて履修させることができること。また、泳法との関連において水中からのスタート及びターンを取り上げること。なお、水泳の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げること。また、保健分野の応急手当との関連を図ること。

2 民間プール施設を利用した水泳指導の事例

学校改築校における改築期間中の水泳指導を、民間施設で実施した事例を紹介する。

I 実施概要

① 実施校：南小岩小学校

② 委託先：東京ドルフィンクラブ江戸川(東小岩4丁目)

・大プール 25m×6コース 水深 1.0m～1.2m

・小プール 15m×4コース 水深 0.9m～1.0m

③ 実施期間：令和3年6月25日～11月4日

④ 実施回数：各学年別、みつばち学級（特別支援学級(固定級)）の7グループで実施

学年・学級	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	みつばち学級	合計
実施回数	7回	5回	6回	7回	6回	5回	6回	42回

⑤ 指導体制・方法

- ・教員の全体指導の下、指導補助員が技術指導（指導補助員2名、監視員1名を配置）
- ・児童を泳力別に最大6グループに分け実施
- ・1～2年生は小プール、3～6年生は大プールを使用
- ・みつばち学級は児童の状況に応じて、小プール及び大プールを使い分け実施

⑥ 授業タイムスケジュール

1～4学年及びみつばち学級は午前の部、5・6学年は午後の部に実施

《午前の部（1・2限）》

時間	内容
9:00	バス発
9:15	施設着
9:30～10:15	水泳指導
10:30	バス発
10:50	学校着

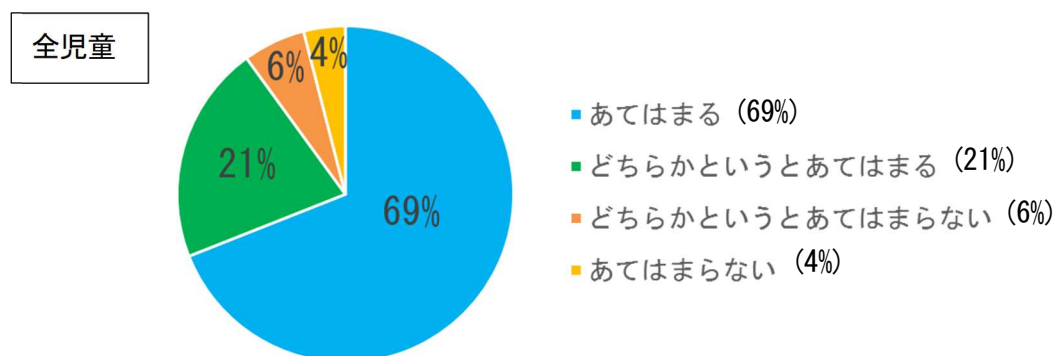
《午後の部（5・6限）》

時間	内容
13:25	バス発
13:40	施設着
13:55～14:40	水泳指導
14:55	バス発
15:15	学校着

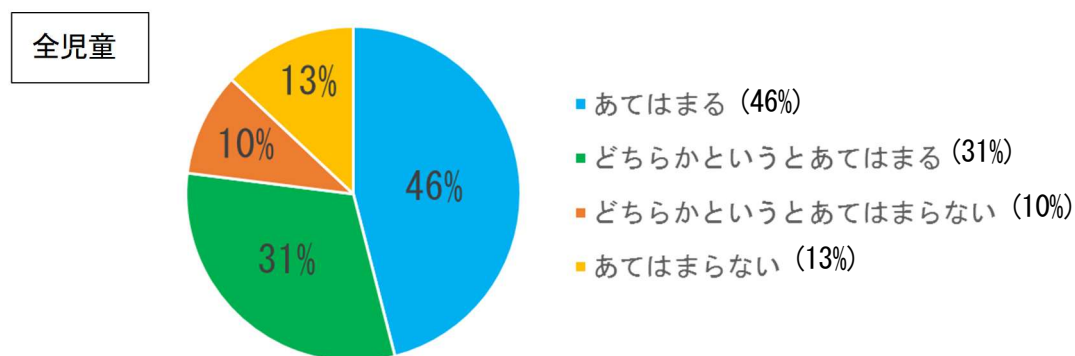
※バスの配車位置の関係で、帰りのバス移動時間は長くなっている。

⑦ アンケート結果

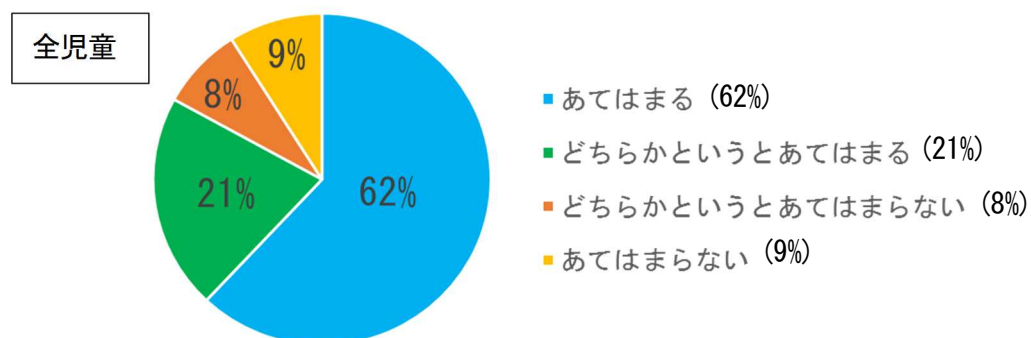
○東京ドルフィンクラブでのプール授業は楽しかったですか



○水泳の力は伸びましたか



○来年も東京ドルフィンクラブで学習したいですか



⑧ 経 費 6,040千円
 (内 訳) 水泳指導委託 : 3,432千円
 送迎バス賃借 : 2,608千円

Ⅱ 評価

成 果

児童に対するアンケート結果では、楽しかったと答えた割合が約9割、泳力が伸びたと答えた割合が約8割であった。また、来年度もドルフィンクラブで学習したいと答えた割合は約8割と好評であった。

有効性

民間スイミングスクールを利用することで、教職員の負担になっているプール施設の衛生管理業務などが不要になるとともに、より整った環境で水泳授業を実施できた。

室内プールを利用するため、雨天や猛暑といった天候に左右されず、計画的に水泳授業を実施することができた。

水泳授業は専門性を求められるとともに、事故防止の面から安全管理に細心の注意を払わなければならない、教職員への負担も大きい。委託によって専門知識のある指導員や監視員を確保することで、指導力の向上及び安全管理体制の充実が実現できた。

効率性

改築事業中の水泳授業は、他校のプールを借用して行っていたが、民間施設を活用することで他校との調整がなくなり、借用先の学校を含め、教職員の負担を軽減することができた。

民間スイミングスクールの指導員が指導に加わることで、泳力に応じたグループ分けが可能になり、きめ細やかな指導が実施することができるとともに、児童の待機時間が少なくなり、効率的に授業を実施することができた。

Ⅲ 課題

委託先の通常業務との兼ね合いで、使用時間や回数等が制限される。また、学校からの移動時間も発生するため、委託先が限定されてしまう。

委託先の経営状況により、事業縮小や廃業の恐れがあり、水泳授業の継続的・安定的な実施には不透明な部分がある。

委託初年度は、学校・スイミングスクールの双方で指導方法の違いに戸惑う面もあった。指導方針や役割分担等の意見交換を行い、効果的な指導方法を模索していく必要がある。

3 他自治体の取り組み事例（概要）

自治体	取り組み概要
東京都 葛飾区	小学校は、学校の改築や大規模改修の時期に合わせて、屋内温水プールを活用した水泳指導へと移行する。それ以外の小学校についても、状況の整った学校から順次、屋内温水プールを活用した水泳指導へと移行し、できる限り早く、すべての小学校が屋内温水プールで水泳指導の授業ができるようにする。 中学校は、学級担任制ではないことや、水泳指導を2単位時間続けて行う調整が必要なことから、各校の状況を踏まえて対応していく。 実施にあたり、既存区立施設や民間施設の活用に加え、新たに学校施設としての屋内温水プールの整備(2施設)を予定している。
千葉県 佐倉市	平成 25 年以降、小学校 2 校で水泳授業を民間スイミングスクールで実施。その後行った、学校プール・市民プール再編に向けた調査の中で、再編事業モデルを立案した。 【再編事業モデル概要】 屋根がある中学校 1 校のプールを存続・活用するとともに、2 つある市民プールを通年利用可能な屋内温水プールに改築し、3 施設に学校プールを集約。2 校は引き続き民間プールを活用し、他の 32 校は集約した 3 施設を利用する。併せて、全 34 校に水泳指導補助の民間委託を拡大する。
茨城県 鹿嶋市	1 学校 1 プールを見直し、民間温水プール及び公共温水プールを活用して学校プールの集約化を進めた。また、築 40 年以上経過している 5 つの小中学校の屋外プール機能を集約した上で、一般の方も通年で利用可能な利便性の高い屋内温水プールを整備した。
神奈川県 海老名市	平成 19 年度から、水泳授業を段階的に屋内温水プールに移行し、平成 23 年度以降は全校で実施した。現在は、市内小中学校の全学校プールを廃止し、4 か所の屋内温水プールで水泳指導を実施している。 また、平成 27 年度から中学校通常学級の水泳授業を中止した。(特別支援学級は実施している。)

※上記は学校施設課改築推進係担当で調べた事例の一例です。

＜改訂履歴＞

- ・令和 年〇月 江戸川区学校施設の基本方針策定

江戸川区小中学校施設改築の基本方針

令和 年（ 年） 月

発 行 江戸川区教育委員会事務局学校施設課